

Title	〔商法四五九〕 一人株主が会社の経営を事実上掌握している場合に名目的代表取締役は会社に対しては善管注意義務・監視監督義務の責任を負わないとされた事例 (東京高裁平成一五年九月三〇日判決)
Sub Title	
Author	鈴木, 千佳子(Suzuki, Chikako) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.12 (2005. 12) ,p.69- 77
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20051228-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

一人株主が会社の経営を事実上掌握している場合に
〔商法四五九〕 名目的代表取締役は会社に対しては善管注意義務・

監視監督義務の責任を負わないとされた事例

東京高判平成一五年九月三〇日
平一五(ホ)五八七号損害賠償請求控訴事件
判時一八四三号一五〇頁

【判示事項】

被控訴人は一人株主との事実上の合意、了解の下に、取締役としての職務、とりわけ経理、会計事務には全く関与していなかったものであるから、その限度において取締役としての善管注意義務や監視監督義務を免除されていたものというべきであり、会社の債権者その他の第三者に対する関係や責任についてはともかく、会社に対する関係においては、善管注意義務や監視監督義務の責任を負わないものと解するのが相当である。

【参照条文】

商法二五四条三項、二五四条ノ三、二六〇条一項、二六六条、民法六四四條

【事実】

控訴人X₁社は平成二年に設立された霊園の開発・設計、陵墓および墓石の設計・施工・販売等を目的とする株式会社であり、控訴人X₂社は、平成九年に設立された、控訴人X₁社と同一の事業を目的とする株式会社である。訴外AはX₁社及びX₂社の各設立時から平成一一年一二月三日までの間、X₁社及びX₂社の全株式を所有する唯一の株主であった

が、平成十一年二月三日、東京都新宿区西新宿においてクリニックを経営する訴外Bに対して、X₁社及びX₂社の全株式を売り渡し、さらに、Bは平成十二年五月二日、X₁社及びX₂社の全株式を第三者に売り渡したものである。被控訴人Y₁は平成六年三月一日から平成十二年五月二十九日までの間、X₁社の代表取締役であった者であり、被控訴人Y₂は、X₂社の設立時から平成十二年五月二十九日までの間、その代表取締役であった者であり、被控訴人Y₃は、平成七年二月ころから平成十二年六月三〇日までの間、X₁社及びX₂社との間において税務申告及び税務相談についての顧問契約を締結していた顧問税理士であった者である。

X₁社はAが資本金の全額を出資して設立した株式会社であつて、同人がその全株式を所有していたが、自らは取締役には就けない事情があつたため、かつて経営していた会社の部下であつたY₁を形式的に代表取締役に就ける一方で、自らは「会長」として経営の全般を掌握していた。他方、Y₁は、Y₂と共に旅行業を営む株式会社共同経営に当たる傍ら、当初は月に二、三度、平成八年頃からは週三、四日、X₁社に出社して、社員の歩合給の計算事務に従事するなどするにとどまっていた。Aは、平成九年三月、資本金の全額を出資してX₂社を設立し、その全株式を所有していたが、

ここでも自らは取締役に就くことなく、Y₂を名目的に代表取締役に就任させる一方で、自ら「会長」としてその経営全般を掌握し、Y₂は、月に数回程度、茶菓子を持参してX₂社を訪れる程度であつて、X₂社の業務や事務に従事することはほとんどなかった。そして、Aは、X₁社及びX₂社の經理、会計事務は、Aの直接の指揮、監督の下に、平成七年一〇月に勤務していた銀行を辞めて、經理担当者としてX₁社に入社したCに処理させることとし、Y₁がこれに関与することを禁止していたため、Y₂はもとより、Y₁が、X₁社及びX₂社の經理、会計事務に関することはなかった。

X₁社では、BがX₁社及びX₂社の全株式を第三者に売り渡した後に判明したところによれば、仮払金等の会計上の処理がされているが、これらの仮払金は、いずれも仮払金の支払先とされているA、B、Y₁又はY₃においてこれらの仮払金の支払いを受けてこれを領得し、また、Bにおいて預金の払い戻しを受けこれを領得したもので、X₁社はこれによつて合計二億四六七二万八三六四円の損害を被り、また、X₂社では、仮払金の会計上の処理がなされているが、これらの仮払金はいずれも仮払金の支払い先とされているA、B、Y₂においてこれらの支払いを受けこれを領得したものであり、X₂社はこれによつて合計一億五〇五〇円の損害を

被ったことに對し、 Y_1 及び Y_2 については、それぞれ自ら仮払金の支払いを受けてこれを不法に領得したものであるほか、取締役として善管注意義務及び監視監督義務に違背してA、B、及び Y_3 らが不法に仮払金の支払い又は預金の払い戻しを受けて、これを領得するに任せ、また、 Y_1 は忠実義務に違背して、 X_1 社の代表取締役として不当に高額なリース料によるリース契約を締結して、 X_1 社および X_2 社に損害を被らせ、 Y_3 については、自ら仮払金の支払いを受けて、これを不法に領得したものであるほか、 X_1 社の顧問税理士として、 X_1 社の会計処理が適性に行われるよう指示助言すべき受任者としての義務に違背して当然に知りえたはずのAやBらによる仮払金や預金払戻金の不法領得等の不正行為を放置したばかりか、Bが不法に仮払金を領得するに際して自らの口座を使用させるなどしてこれに助力するなどしたとして、 X_1 社は損害金のうち Y_1 に對して二〇〇万円、 Y_3 に對して一〇〇〇万円、 X_2 社は Y_2 に對して損害金のうち一〇〇〇万円と、 Y_1 、 Y_2 、 Y_3 それぞれに訴状送達日の翌日から支払い済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求めた。

第一審では請求が棄却されたので、 X らはこれを不服として、控訴した。

【判旨】

控訴棄却

「 X_1 社及び X_2 社の一人株主であつたAやBは、会社の主宰者として経営の全般を掌握し、自らが(……)その経営に当たつていたものであり、経理、会計事務についても、経理担当者を直接指揮監督していたものである一方で、 Y_1 及び Y_2 は全く取締役としての職務を行うことはなく、単なる名目上の代表取締役にすぎなかつたものであり、特に経理、会計事務については、Aからこれに關与することを禁止されるなどして、一人株主との事実上の合意、了解の下に、全くこれに關与することがなかつたものである。」

このように、 Y_1 及び Y_2 は、一人株主との事実上の合意、了解の下に、取締役としての職務、とりわけ経理、会計事務には全く關与していなかつたものであるから、その限度において取締役としての善管注意義務や監視監督義務を免除されていたものというべきであり、会社の債権者その他の第三者に對する關係や責任についてはともかく、会社に對する關係においては、善管注意義務や監視監督義務を負わないものと解するのが相当である。

したがつて、 X_1 社及び同 X_2 社は、一人株主であつたA及びBが仮払金等を不法に領得したことにつき、 Y_1 及び同 Y_2

に對して、取締役としての善管注意義務違反又は監視監督義務違反を理由として、損害賠償を求めるときはできない。」

【評 釈】

判旨に反対。

一 当該判決は、 Y_3 については、顧問契約上の受任者としての義務違反を理由として損害賠償を求めるときはできないと判決したほか、 Y_1 および Y_2 に対する賞与名目でのこれらの金銭の支払いについては、商法二六九条の適用はなく、その支払いについて株主總會の決議を欠くからといってこれを違法とすることはできないし、 X_1 会社および X_2 会社がその支払いによって損害を被ったものということもできないとし、また、リース料についても不当に高額すぎるといふことはないとした上で、残りの Y_1 および Y_2 の責任について上記判旨のような判決を下した。本評釈においては、取締役として会社に対する Y_1 および Y_2 の善管注意義務ならびに監視監督義務についての判断の当否について論ずることとした。

当該判決は、 Y_1 および Y_2 の会社に対する損害賠償責任を否定し、その理由として、 Y_1 、 Y_2 は特に経理、会計事務に

関与することを禁じられるなどして、一人株主Aとの事実上の合意により、これらに関することがなかったとし、その限度によって、取締役としての善管注意義務や監視監督義務を免除されていたものであることを挙げ、会社の債権者その他の第三者に対する関係や責任に関してとはともかく、会社に対する関係においては、善管注意義務や監視監督義務の責任を負わないとしている。本件は第三者が、名目的取締役の責任を追及するのではなく、会社が自らの取締役に對して責任を追及するというレアケースであり、かかる意味においても本判例は重要な裁判例となると思われる。

このような「員数を揃える必要から、あるいは会社の信用を高めるために、名目でよいから取締役(代表取締役)になつてほしいと頼まれ、それを承諾した者」はいわゆる名目的取締役とよばれ、これらの者は、取締役の職務は何かもなくよいくらいという約束で就任を引き受けることが多い(龍田節・新注云(6)三三三頁)。また、名目的取締役を広義の概念と狭義の概念に分け、後者について「取締役の法的地位を有するが、会社との間で職務を免除するとの明示の又は黙示の約束がなされ、いわゆる看板取締役ないし人形取締役として職務権限を他に一任し現実には代表取締役の任務に就かない取締らざる取締役をいう」と定義して、

会社との間で職務免除契約を締結した場合に限定する立場もある（吉川義春・「名目的取締役・表見取締役・事実上の取締役（その一）」企業法判例の展開（岩崎稜ほか編）一四三頁、同・取締役の第三者に対する責任一三三頁）。

当該判決の取締役が職務を行わなくてもよいという合意の下に就任したという事実認定に基づけば、本件は、まさにこの「狭義の名目的取締役」の事例と考えることができる。

当該判決は、会社に対する関係においてはその合意の効力を肯定して、取締役の責任を否認するが、そもそもそのような契約の効力は有効であるのか、また、それは会社に対する関係と、その他に対する関係とでは異なるものかについて考えてみなければならぬ。また、当該事例は会社が一人会社であるという特殊事例であり、かつ、このような場合、通常は一人株主が取締役を務めることのほうが一般的であると思われるが、本件では一人株主と取締役が異なる事例であったので、このような特殊性が結論に影響を与えるかどうか問題となろう。そこで、まず、取締役の責任を事前に免除する合意の有効性を、次に本件の特殊性を考察する。

二 名目的取締役の責任に関する判例・学説に関してであるが、判例においては、第三者に対する責任を問われてい

る事例がほとんどであり、学説もこれを前提にして問題を検討している。そこでは名目的取締役であることを理由に責任を免れている事例と、一般の取締役と同様に評価されて特殊性は考慮されていない事例とが見られる。すなわち、最高裁では、最高裁昭和四四年一月二六日判決（民集二三卷一一号二一五〇頁）などのように、会社の業務を他の代表取締役に一任して省みることがなかった代表取締役の監視義務違反による責任を認め、最高裁昭和五五年三月一八日判決（判時九七一号一〇一頁）は名目的取締役についても通常の取締役と同様に監視義務を認めて責任を負わせ、名目的取締役の職責について厳格な解釈を貫いている。しかし、それに対して、特に近年の下級審判例では、名目的取締役の責任を否定する例が多く見られるようになっていく。それは、名目的取締役であることそのものが責任を否認する理由となっていないのではなく、一般の取締役と同様の枠組みで解釈がなされ、当該取締役の過失の程度が重過失とまではいえないとか、その任務懈怠と損害の発生間に相当因果関係がないとか、当該取締役が職務を果たしているにもかかわらず、当該取締役が職務を果たしているにもかかわらず、名目的取締役が損害発生を阻止できなかった状況が評価された結果、責任を否定しているものである。

すなわち、それは、多くの事例で名目的取締役と会社の間では業務を行わなくてもよいとの合意が行われているにもかかわらず、第三者に対してはその効力は及ばないとの理解が前提となっているからであろう。当該判決も「会社の債権者その他の第三者に対する関係についてはともかく」とし、明らかな表現は避けているものの、一般の契約の効力の射程の問題として、(当事者間の効力は認めるとしても)第三者に対しては効力を認めないとの理解に立つからであろうと思われる。この範囲では、当該判例の考え方は妥当であるといえる。

三 しかし、会社と取締役との間の責任免除契約の有効性についてはどうか。学説・判例は、いわゆる相対的無効説と無効説に分かれる。前者は、代表取締役の選任が株主総会の決議によるものであり、取締役の責任免除との関係で、株主全員の同意があれば有効であるとするが、これらの同意と関係がない会社債権者等の第三者との間では無効と解する。それに対し、無効説は、会社の組織や機関とその職責に関する規定は強行規定であること、総株主の合意があっても増資や株式譲渡のつど名目的取締役の責任免除契約の効力が浮き沈みすることとなり不合理であることなどの理由を挙げて、効力を否定している(学説・判

例の詳細は、吉川・前掲論文一四八頁以下参照)。

これに関しては、私見は、第三者との間はもとより、会社との間でも当該契約の有効性を否定すべきと考える。それは、学説でも論じられているように、株式会社においては、所有と経営が一致する場合においても取締役という固有の機関を設けて、それに経営を任せるといって体制をとっている以上、選任当初からその体制を事実上否定し、かつその機能を無にするような契約を有効と考えることは妥当でないと考えるからである。すなわち、会社の機関と職責の規定は強行法規であると考えられるからである(同旨・吉川・前掲論文一四九頁以下、近藤光男・新注会(6)二八五頁、神田秀樹・「株式会社法の強行法規性」特別講義商法I(竹内昭夫編)四頁、弥永真生・「取締役の責任と名目的取締役・表見取締役」法セミ五三三号一〇三頁)。しかし、商法二六六条五項が責任の免除のためには、総株主の同意を要件としているため本件のように一人会社であるとの特殊性から、一人株主の同意さえあれば容易に責任の免除ができると思われる状況においても、このような契約は効力を有するのかが問題となる。当該条項は、昭和二五年改正以前は株主総会の特別決議で免除できることとなっていたが、同年改正で株主保護の立場を強化するために免

除の要件が厳格化されたものである（近藤・前掲二九一頁）。しかし、この条項はあくまでも取締役の責任の内容が確定してからの免除であるのに対して、無条件でかかる取締役の責任を事前に免除することとは異なる次元の問題である。

また、責任免除の規定は、平成一三年改正以後は、法令定款違反行為に関する責任で取締役が職務を行うのについて善意かつ無重過失の場合のみ、特別決議による免除（商法二六六条七項）と、定款の規定がある場合の取締役会の決議による免除を定めており（同条一二項）、また、社外取締役についてのみ定款に定めがある場合に限り会社との間で締結した責任限定契約に基づいて責任を負うことを認めた（同条一九項）。しかしながら、これらはいくまでも事後に総株主の同意を得るためには相当の困難が伴うことに対して認められた便法であって、すべての責任に対して免除ができるのではなく、またその範囲も完全に免除されるのではなく、それぞれの報酬額にあわせた責任の上限を置いているのみで、一定範囲に限られていることから考えると、これらの規定が認められるからといって、事前免責の契約が有効であるとは解することはできないのではないかと思われる。

四 また、一人会社の一人株主かつ代表取締役である者に対して監視義務を怠った名目的取締役が会社の破産管財人から会社に対する責任を追及された判例として、名古屋高裁金沢支部の昭和四八年四月一日判決（判時七〇八号八九頁）があるが、当該判例は、代表取締役は単に取締役であるだけでなく、一人株主であって経済上は会社と同一視すべきであるとして、当該会社が自ら不当な行為をしながらこれを抑止しなかった平取締役を責めることは信義に反して許されないものとしている。

また、本件の評釈をされている西川昭教授は、当該契約の無効性を肯定する立場を支持されるものの、「職務免除の無効の主張と責任追及は、それを行うに値する正当な利益を有する者のみに許されるものであり、職務免除の合意をした一人株主にはその合意の無効を主張する利益はなく、またそれを許すべきではない」とされ、また、一人会社の場合「当該一人株主（全株主）の利害と会社の利害とは等置されるから」一人会社自身もその合意の無効を主張できないと主張される（金商一二〇五号六七頁以下）。しかし、当該契約は当初の株主Aとの間で行われたものであり、Bはこれに関与していなかったとすれば、この契約の有効性はあくまでもAが一人株主であった時点までに過

ぎず、Bがその全株式を譲り受けた時点、又、そのBから全株式を譲り受けた場合にはその時点で契約の主体は変更しているのであって、この契約の効果はこれらには及ばないとい解する余地もないではなく、また、ある時点の会社利益は一人株主と同一視してもおかしくない状況は確かに存在するのであるが（その意味で個人企業と同様、会社と株主の利益は全く同一ではなく、それぞれの立場によつて異なると考えられるため、安易に主体の同一性を認めることもできないのである（前掲昭和四八年四月一日判決の評釈において、加藤修教授は会社と一人株主の同一性を否定され、判旨に反対する（下級審商事判例評釈（昭和四五年―四九年）四五九頁。））

したがって、この契約に基づき取締役の責任を免除することができるか否かに関しては、否定しなければならぬ。以上により、当該判決が採っている見解である、責任免除契約を前提として取締役の責任を否定することについては、問題があると考えらる。

五 既述のようにこのような契約が交わされたために当該取締役が責任を負わないことには誤りがあるが、このような契約自体の有無にかかわらず、これらの取締役がこの会社において置かれていた状況から、一般的に取締役

としての責任を負わせることが可能であるのかどうか、最後に問題となる。名目的取締役の責任を因果関係や過失がないことをもって責任を否定する可能性はないではない。確かに、本件は、一人会社であり、また、株主が取締役に異なるといふ特殊な事例ではあるが、このような場合に選任される取締役に法が期待する役割は、会社と株主間の利益相反について厳しく監視・監督し、会社の利益を守ることである。このような特殊事例においても会社イコール株主の利益とは必ずしもいえず、事実、この会社でも株主の移動が存在している。また、前述の名古屋高裁の判例のように、会社が破産して破産管財人から取締役の責任を追及されるといふこともありうるであろう。その時点における株主の意思に従えばよいというのではなく、会社自体の利益を最優先にした経営をおこなうのが取締役の本来の義務であつて、それをおこなわない取締役の責任を全く認めないとするには問題があるのではないだろうか。本件では、取締役は全くかかる事実を知らなかったのではなく、見て見ぬ振りをしていたと言われても仕方のないほど、取締役らしい業務を一切行っておらず、そのような取締役が保護されるべきではない。

六 さらに付言するに、当該事例ではX₁社・X₂社の定款に

株式譲渡制限の規定があるか否かは明らかではないが、平成一七年に成立した新しい会社法では、公開会社以外では取締役会制度を採ることが強制されず、取締役は一人でありこととなり、これまでより会社のニーズに合わせた機関構成を会社が選択することができるようになった。それにより、人数合わせのための取締役の選任およびそれに伴う責任免除契約の締結の必要性も、その限度ではなくなるものと考えられる。当該事例では、いかなる理由によるものかは明らかではないが、現実には会社を支配し同時に経営を掌握する者が取締役に就任できない事情があり名目的取締役を選任しなければならなかったが、新法の下では、このような個別事情は取締役の責任を考える場合には免責の理由として考慮すべきではないと考える。

鈴木千佳子